

子どもの権利を守るために相談窓口

川崎町には、「川崎町子どもの権利条例」に基づく、相談窓口があります。



川崎町地域子育て支援センター「すこやか」

相談方法 ①電話相談

0947-72-5800

②来所相談

住所:〒827-0004
川崎町大字田原804番地



相談の受付時間 月～金 8時30分～17時（※祝日、年末年始はお休み）



子どもの権利救済委員

条例に基づいて、活動します。

まずは子育て支援センターにご相談ください。



相談 救済申立て

審議（救済委員）

調査

勧告・要請

公表

助言・支援（相談員）

関係機関と連携協力

子どもの権利の救済・回復

秘密は必ず守ります。お気軽にご相談ください!!

子ども・子育てにやさしい「まちづくり」



子どもの権利条例

子どもの
けんりじょうれい

平成30年（2018年）4月1日施行



川崎町では、将来にわたって子どもの権利や健やかな成長が保障されることを目的に「川崎町子どもの権利条例」いう約束ごとを作りました。
この条例をきっかけに子どもの権利について一緒に考えてみませんか？

※この条例における「子ども」とは町内に住む18歳未満の人のことをいいます。

令和7年（2025年）10月発行

川崎町

かわさきまち
川崎町
けんりじょうれい
子どもの権利条例



子どもの 権利とは



豊かに育つ権利

- 学ぶこと。
- 遊ぶこと。
- さまざまな文化、芸術、スポーツに触れること。
- 自分の考えを持ち、育むこと。
- 個性及び他者との違いを認めること。
- 成長に応じた適切な指導、支援を受けること。

社会に参加し意見を表明する権利



- 自己表現・自分に関する意見が尊重されること。
- 仲間をつくり仲間と集うこと。
- 社会に参画し、意見を生かされる機会があること。
- 社会参加に関して、適切な支援が受けられること。

守られる権利

- あらゆる不当な権利侵害から逃れられること。
- 身体的・精神的・性的暴力を受けない、または放置されないこと。
- あらゆる形態の差別を受けないこと。
- 自分の情報が不当に収集・利用されないこと。
- 気軽に相談でき、必要な支援を受けること。

子どもにとって 大事な権利



権利とはすべての人が生まれたときから平等に持っている大切なものです。子どもも大人と同じように、1人の人間として権利(人権)を持っています。また、成長段階に応じた、子どもならではの権利もあります。すべての子ども達の権利が守られるように努めるのは、大人の役目です。

安心して生きる権利

- 生命が守られること。
- 愛情と理解をもって育されること。
- 健康に配慮され適切な医療が受けられること。
- 平和で安全な環境で生活できること。



子どもの権利を守るために大人が取り組むこと

保護者の役割

- 保護者は子どもの成長および発達について責任を持ち、子どもの権利が守られるよう努めます。

※保護者とは、親または親のか代わりに子どもを養育する立場にある者。



子ども関係施設の関係者の役割

- 子どもの権利保障に努めます。
- 子ども、保護者、職員その他の関係者が参加し、意見を述べあう機会を作りよう努めます。
- 行事や運営などについて、子どもの考え方や気持ちの表明、参加する機会を作りよう努めます。
- 虐待から子どもを守るため、その解決に向けて町や関係団体と連携します。



事業者の役割

- 保護者の子育て及び仕事の両立を支援し、安心して子育てができる環境づくりに努めます。



地域住民の役割

- 遊び体験を通じて、豊かに成長できるよう、安心安全な居場所づくりや、子どもが健やかに成長できる環境づくりに努めます。
- 虐待から子どもを守るため、その解決に向けて町や関係団体と連携します。



町の役割

- 子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じて、子どもの権利を守ります。
- 国、他の地方公共団体などと協力し、町の内外において、子どもの権利が保障されるよう努めます。
- 子どもの権利について町民の理解を深めるために、広報活動をします。
- 子どもがまちづくりや町政などに意見を表明する機会をつくります。
- 町民や事業者、子ども関係施設の関係者と連携して、子どもが豊かに成長できるよう安心安全に過ごせる居場所をつくります。
- 虐待の予防と早期発見および虐待を受けたと思われる子どもの救済に取り組みます。
- 子どもの権利に関する計画を立て、子どもにやさしいまちづくりを推進します。



すべての大人がそれぞれの役割を理解するとともに、お互いを尊重し、責任を押し付けあう事なく、連携、協力して子どもの権利を守ります。